

都立高等学校の支援制度

	制度名	概要	対象世帯	認定金額(支給金額)	申請書類	申請時期	備考
授業料支援	就学支援金 (国の制度)	(認定されると)授業料無償	「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除額」が30万4,200円未満の世帯	全日制 年額 118,800円 無償 定時制 年額 32,400円 無償	・高等学校等就学支援金申請書 ・マイナンバーorマイナンバー通知カードの写し	【1学年】4月と7月 4月申請で認定される世帯は、7月申請不要(マイナンバー関係書類を提出している場合) 【2学年以上】昨年度マイナンバーを提出し、認定されている場合、4月、7月申請不要。 ただし、以下の場合は、全学年7月申請が必要 ・課税証明書により審査された世帯 ・不申請、不認定の世帯 7月申請書類提出期限 ・1学年 7月中旬予定 ・2学年 6月下旬予定	4月・7月不申請世帯…随時申請可 親権者人数変更の場合手続き必要
	多子世帯における都立学校授業料等支援事業 (東京都の制度)	(認定されると)授業料半額		全日制 年額 118,800円⇒59,400円 定時制 年額 32,400円⇒16,200円	・授業料減額免除申請書 ・扶養親族等状況届 ・扶養している子供の保険証	【1学年】就学支援金審査完了後に対象世帯へ案内郵送 【2,3,4学年】対象世帯or不申請世帯へ4月頃申請手続き案内郵送	対象と思われる世帯で書類が届いていない場合は、ご連絡ください。
	学び直し支援金 (国の制度)	(認定されると)授業料無償	「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除額」が30万4,200円未満の世帯 ・高校を中途退学し、再入学をした人 ・全日制から定時制に転学した人	全日制 年額 118,800円 無償 定時制 年額 32,400円 無償	・学び直し支援金申請書 ・マイナンバーorマイナンバー通知カードの写し	随時受付	就学支援金対象外だが、対象と思われる世帯は、経営企画室にご連絡ください。
	授業料減額・免除 (東京都の制度)	・就学支援金対象外で授業料納付が困難な世帯 ・授業料減額or免除	・生活保護受給世帯 ・生活保護受給世帯と同程度の世帯	全日制 年額 118,800円免除 定時制 年額 32,400円免除	・授業料免除申請書 ・収入確認書類等	随時受付	就学支援金対象外で、授業料納付が困難な世帯は、経営企画室にご連絡ください。
進路・進学支援	給付型奨学金 (東京都の制度)	・選択的な教育活動に必要な経費を保護者に代わり支払う (例) 修学旅行費(上限有) 校外学習費(上限有) 検定試験受験料 模擬試験受験料	①生活保護受給世帯 ②令和4年度都民税所得割額及び区民税所得割額が 非課税世帯 ③令和4年度都民税所得割額及び区民税所得割額を合算した額が 85,500円未満の世帯	①②の世帯 50,000円 ③の世帯 30,000円 一時的に保護者が負担し、後日、負担した経費を金銭給付する。	・給付型奨学金申請書	【1学年】4月申請の就学支援金審査完了後に対象世帯へ申請書類郵送 【2,3,4学年】対象と思われる世帯へ4月頃に申請書類を郵送	対象と思われる世帯で申請書類が届いていない場合は、経営企画室にご連絡ください。
授業料以外の教育費支援	奨学のための給付金 (国の制度)	教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費の負担を軽減するため保護者に現金給付	①生活保護受給世帯 ②令和5年度都民税所得割額及び区民税所得割額が 非課税世帯	①の世帯 32,300円 ②の世帯 第1子 117,100円 第2子 143,700円	・奨学のための給付金申請書 ・口座振替依頼書 ・住民票 ・充当委任状 ・生活保護受給世帯は、支給証明書	・8月頃対象と思われる世帯へ申請書類を郵送	対象と思われる世帯で申請書類が届いていない場合は、経営企画室にご連絡ください。